

児童扶養手当等について

福祉児童課 内線 227

ひとり親のご家庭は、子育てと生計を一人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが2人以上いるひとり親のご家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため、平成28年8月分から第2子の加算額（月額5千円→最大月額1万円）と第3子以降の加算額（月額3千円→最大月額6千円）が増額されています。

この改訂は、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親のご家庭に重点を置いた改善を目的としているため、それぞれの家庭の所得に応じて加算額が決定されます。

また、平成29年4月から「物価スライド制」が導入されています。物価スライド制とは、物価の上がり下がりを表した「全国消費税物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。

◆ 児童扶養手当・特別児童扶養手当・愛知県遺児手当の所得制限及び内容について

(1) 手当の内容など

種類	内容	対象者
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限、公的年金との併給制限があります。 手当は、これまで年3回に分けて支給していましたが、令和元年11月から2ヵ月ごと（奇数月）の振込に変わります。 *今年度の場合（4月・8月・11月・1月・3月） ○手当額（月額） ・児童1人目 全部支給 42,910円 （一部支給停止 所得により42,900円～10,120円） ・2人目の加算 最大で 10,140円 （一部支給停止 所得により10,130円～5,070円） ・3人目以降の加算額 最大で 6,080円 （一部支給停止 所得により6,070円～3,040円） 	父または母と生計を同じくしていない家庭（父または母に重度の障害がある家庭を含む）で18歳以下の児童（児童に心身の障害がある場合は20歳未満）を育てている方。
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○所得制限があります。 ○手当は、年3回に分けて支給します。（4月・8月・11月） ○手当額（月額） ・IQ35以下程度または身体障害1～2級程度の障害児 52,200円 ・IQ50以下程度または身体障害3級（4級の一部を含む）程度の障害児 34,770円 	IQ50以下程度または身体障害1～3級（4級の一部を含む）程度の障害がある20歳未満の児童を育てている方。
愛知県遺児手当	<ul style="list-style-type: none"> ○所得制限、公的年金との併給制限があります。 ○手当は、これまで年3回に分けて支給していましたが、令和元年11月から2ヵ月ごと（奇数月）の振込に変わります。 *今年度の場合（4月・8月・11月・1月・3月） ○手当額（月額） ・児童1人あたり 支給開始～3年目まで 4,350円 4年目～5年目 2,175円 ○支給期間は、支給開始から5年間又は対象児童が18歳に達する日の属する年度の末日までのいずれか早い日までです。 	父または母と生計を同じくしていない家庭（父または母に重度の障害がある家庭を含む）で18歳以下（18歳に達する日の属する年度の末日まで）の児童を育てている方。

※支給額は法改正などによって変更されることがあります。

(2) 所得制限額

◆ 児童扶養手当・愛知県遺児手当

扶養親族数	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円

※扶養親族が1人増すごとに380,000円を加算してください。

◆ 特別児童扶養手当

扶養親族数	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円

※扶養親族が1人増すごとに受給資格者は380,000円、配偶者・扶養義務者は213,000円を加算してください。

※母及び児童が児童の父から、児童の扶養義務を履行するための費用（養育費）を受け取る場合は、その金額の80%（1円未満四捨五入）が所得となります。

◆ 児童扶養手当・特別児童扶養手当・愛知県遺児手当の現況届について

児童扶養手当、特別児童扶養手当および愛知県遺児手当を引き続き受給するには、現況や所得を届出する必要があります。児童扶養手当を受けている方は現況届と必要書類を、特別児童扶養手当・愛知県遺児手当を受けている方は所得状況届と必要書類を添えて福祉児童課へ提出してください。

- ▼提出期間 児童扶養手当・愛知県遺児手当 **8月1日（木）～8月30日（金）**
特別児童扶養手当 **8月9日（金）～9月11日（水）**

届出を忘れると、たとえ続けて受給資格があっても、**8月分以降の手当が受けられなくなることがあります**のでご注意ください。なお、児童扶養手当支給開始から5年経過等に該当する方へは、「一部支給停止適用除外事由届出書（緑色の用紙）」を送付しますので、必要な関係書類を添え、現況届と併せて提出してください。

◆ 扶桑町遺児手当について

- ▼対象者 父または母に重度の障害のある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を育てている方。
- ▼内容 ○町県民税課税所得金額を基準として支給制限があります。
○手当額（月額）児童1人あたり3,000円です。
○手当は、年2回（9月・3月）に分けて支給します。
○申請した日の属する月から支給します。

扶桑町平和事業

「ヒロシマナガサキ 原爆写真ポスター展」

総務課 内線216

今から74年前の8月、広島市と長崎市に原爆弾が投下されました。それらは約21万4千もの尊い命を一瞬にして奪い去り、その後も多くの人々の心と体に二度と消えることのない深い傷跡を残しました。世界で唯一の被爆国である我が国は、人類がもう二度と戦争や核兵器の使用といった過ちを繰り返さないために、この悲しく痛ましい出来事を過去のものとして風化させることなく、後世にしっかりと伝えていかなければなりません。

昭和60年より、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けた取組を誓う『非核平和宣言』を行っている扶桑町では、今年も広島平和記念資料館より原爆に関する貴重な資料を借用し、展示します。一人でも多くの方がご覧になり、改めて戦争の悲惨さや核兵器のもたらす脅威を認識するとともに、平和の尊さを実感していただけたらと思います。

◆ヒロシマナガサキ原爆写真ポスター展
▼日時 8月1日（木）～8月15日（木）
※火曜日は休館

▼場所 図書館 2階 ギャラリー
◆広島の高校生が描いた「原爆の絵」展
▼日時 8月1日（木）～8月9日（金）
※火曜日は休館

▼場所 中央公民館 1階 展示室
午前8時30分～午後5時
▼日時 8月1日（木）～8月9日（金）
※火曜日は休館

「障害児・者総合相談センター ふうそう」出張相談のご案内

福祉児童課 内線224

8月より「障害児・者総合相談センター ふうそう」の相談員による出張相談を開始します。手帳の有無に関わらず、障害のある方、障害について気になることのある方やそのご家族を対象とした生活、就労、就学など様々な相談に応じます。お気軽にお越しください。

▼日時 毎月第3火曜日
午前10時～正午
▼場所 総合福祉センター 2階 相談室
▼問い合わせ 福祉児童課

献血にご協力ください

福祉児童課 内線222

現在、医療において輸血は欠かすことができない治療法のひとつです。そして血液は献血で確保しなければなりません。献血は16歳から69歳の健康な方ならどなたでもできます。（65歳から69歳の方は60歳から64歳の間に献血経験のある方に限ります。）ご協力いただいた方には、血液検査成績をお知らせしています。

皆さんのあたたかい気持ちで救える命があります。お一人でも多くの方のご協力を願います。
▼日時 8月21日（水）
受付…午前9時30分～11時30分
▼場所 役場 2階 大会議室
▼主催 扶桑町献血推進協議会